

## 神奈川県 開成町議会

### (事績1) 政策づくりと監視機能を十分発揮している議会

開成町議会では、議員・委員会提案による条例制定権を積極的に行使しており、令和6年6月定例会議において、発議として「開成町議会ハラスメント防止条例」を提出し、全員賛成で可決した。

ハラスメントは、これを受けた者の尊厳を傷つけ、精神的・肉体的にも回復不能な被害をもたらすこともあり、これにより、被害を受けた者が職務遂行が困難になることもあり、また、組織としても、職場環境の悪化や人材の喪失、行政の停滞、住民から不信感を抱くなど、様々な弊害が起り得る。

殊更、議員の場合は、住民の代表者という立場から、職員との関係はハラスメントの問題が顕在化しにくいということが他市町村の事例からも見受けられ、よって、一議員として、自らが思っている以上に、常日頃から襟を正し、その言動が相手方にどのように受け止められるのかを考え、細心の注意を払う必要がある。

開成町議会としては、現に具体的な議員がらみのハラスメントの問題が発生している訳ではないが、他市町村の事例を見ても明らかであるとおおり、いつ議員がハラスメントの当事者となるかも知れず、また、議員という立場からそのようなことが起り得る可能性がゼロではないことから、開成町議会におけるハラスメントの防止及び根絶を図るため、「開成町議会ハラスメント防止条例」の制定に至った。

本条例の制定に向けて、弁護士を招いてハラスメントに係る法的側面から専門的な知識を習得する機会を設け、そこでは全議員が参加して、ハラスメントの具体的事例を参考にしながら、注意すべき言動などについて学び、令和5年10月から半年以上かけて、条例案について議会運営委員会で、条文ごとに、その規定振りや文言等について、これを精査し、検討を重ねてきた。

また、単に条例を作るのみならず、その具体的運用や相談窓口の設置、各議員がハラスメントに対する知識やなすべき行動を身に付けるための拠りどころとなるものなどを、条例制定と同時期に合わせて、整備することが必要であるという認識から、今回「参考資料」としてお示ししているハラスメントの相談等に対応するための具体的手続き、その流れを示した「開成町議会ハラスメント防止指針」やハラスメントの相談等に対応するための具体的手続、その流れを示した「開成町議会ハラスメント防止条例におけるハラスメント報告及び

相談対応等スキーム」を同時に作成した。

本条例は議員に限らず、町長ほか特別職を含む職員の方々も対象となっていることが特徴である。つまり、職員が議員からのハラスメントの被害者となり、また、職員が議員に対するハラスメントの加害者にもなることを想定した作りとなっている。本則10条及び附則から構成される本条例は、「ハラスメント」に対する議会の意思を明確にするために、前文を設けている。

開成町議会ハラスメント防止条例の特徴は次のとおりである。

- 1 根絶するための措置を講ずるべき「ハラスメント」の対象を、「議員のハラスメント」と「議員と職員のハラスメント」と明記し、これにより、条例が想定するハラスメントの体系として、①「議員から議員へのハラスメント」、②「議員から職員へのハラスメント」、③「職員から議員へのハラスメント」の三つのパターンとした。

そして、「ハラスメントを受けた者に配慮する」ということを条文に掲げていることから、例えば、本条例の各種手続を行う際においては、ハラスメントを受けた者の意向がしっかりと尊重されるべきことを示したものになっている。

- 2 「調査及び研修並びにハラスメント相談窓口の設置」についても規定し、議長は、ハラスメントの防止及び根絶を図るため、必要に応じて実態を把握するための調査を実施し、議員に対して必要な研修を行うことと定めている。具体的な事件が発生してからではなく、本条例により恒常的な窓口として「ハラスメント相談窓口」を設置することで、より、相談しやすい、また、迅速な対応も期待できる体制となっている。

ハラスメント相談窓口の構成メンバーとしては、議長、副議長及び議会事務職職員と規定している。

- 3 「被害を受けた者等のプライバシーの保護等」について十分配慮することはもちろんのこと、本条例では、「ハラスメント相談窓口」への相談者に対して、ハラスメント発生後及び措置又は要請後におけるフォローを議長が実施することを規定している。

相談者について、ハラスメント後におけるハラスメントによる影響等の問題が発生していないか適宜確認することで、ハラスメントを受ける前と変わらずに職務に取り組むことができるようにするものである。

ハラスメント発生後のみならず、具体的な当該措置や要請後において、ハラスメントを

行った者からの報復行為が起り得ることから特に注意が必要なためこのような規定としていることも熟考を重ねたところである。

相談者の意向もあるが、「適宜」行うことと規定されていることから、機を見ながらもハラスメント発生後日が浅いうちは定期的に確認する等フォローをしっかりと行うことを明記した。

## (事績 2) 住民に開かれた議会

### (1) 住民との対話を重視した「議会報告会・意見交換会」開催

開成町議会基本条例に規定する町民、自治会及び各種 団体等を対象とする議会報告会を平成 21 年 10 月から毎年開催しているが、令和 5 年度は、町内にある 14 の自治会の全てで議会報告会・意見交換会を開催した。

直接、町民との対話する必要性及び議会活動や議会に対する意見を伺うことで、今後の議会活動に反映することや議会の可視化につながると考えたからである。

14 自治会での開催時間は、多くの町民に足を運んでいただくために、夜間又は土日とした。

当日は、当議会が発信している議会独自のウェブサイトが、「読む」から「見る＝魅せる」であることを踏まえ、議会報告は動画作成し各自治会館でスクリーンに映し出し、議会活動（各常任委員会の活動報告など）の説明を行った。

議会報告会・意見交換会には、幅広い世代の町民の方々にお越しいただき、特に総務経済常任委員会及び教育民生常任委員会の 2 つの常任委員会は、議員全員（11 人・議長はどちらの常任委員会にもオブザーバーとして出席）がどちらかの委員会に所属することを説明し、フットワーク軽く少人数で調査研究を行っていることをお伝えするとともに、町民から、議会では議場で議案の審議だけでなく、様々な調査研究を行っていること等を、意見交換を交えた中でよりよくお伝えすることができた。そして、残る全議員が構成メンバーである広報広聴常任委員会の活動は、全体の説明を「動画」で説明することにより、広報広聴常任委員会が先進的に進める「読む」から「見る」、そして、高齢者も取り残さない、かつ、若い世代も取り残さないという取組を間接的に参加された町民にご理解いただき、「動画」での説明は特に好評であった。そして、動画は、議員が作成していることをご理解いただく場にもなった。

意見交換会は、町民から直面する生活課題や要望が議会に寄せられた。議会として、議員として、町民の代表として、町へしっかり問題提起していくことを説明しつつ、対面での意見交換会でいただいた意見に真摯に取り組んでいくことを再確認することにつながった議会報告会・意見交換会となった。

## (2) 幼少期から議場に「模擬議会」を開催 ～そしてその先へ！～

開成町議会では、令和5年度から、議場を開成町立の幼稚園、小学校及び中学校の授業等で活用することを通して、未来ある子どもたちの町政への関心を醸成し、高めるとともに、町民に「開かれた議会」及び「親しまれる議会」を更に実現するため、議場の利用促進を図っている。

(※「授業等」の「等」は部活動の時間を用いての社会見学及び部活動などをいいます。)

子どもたちに「議場」の中に一步入り、雰囲気だけでも味わってほしい、議員席や町長席の大きなイスに座り、議場では「何が行われているのか」「議会は何をしているのか」を体験してもらうことで、将来、議会や町政に関心を寄せてもらう一助となることを目的に本事業を推進している。

令和5年度は、幼稚園3クラス、小学校6クラスが議場で模擬授業を行った。

小学校の模擬議会では、議長が、実際の議会と同じ口述で開始し、本番同様の議会とし、それぞれのクラスで身近な話題を「議案」にし、この議案に対し、担任が町長役となり、議員席には児童が座り、質疑を行う。そして、最後には必ず採決（電子採決のため賛成反対のボタンを押す）を行う。模擬議会では、「議会は、町からの提案に対し、質疑を行い、最後に、町民の代表である議員が、町長の提案は、本当に町民のための内容であるか、賛成反対の意思を表明していること」を、体験を通して楽しく理解を深めてもらっている。

令和5年度は、模擬議会を行ったあと、児童からたくさんの議会に対して質問が届けられた。これに応え、さらに議会に興味関心をもってもらうため、議長が小学校で議会に対する質問に答える「出前授業」を開始した。

「議場で模擬議会」は、当初は議場に気軽に入り、議場の思い出が大人になったときに、議会や町政への関心につながることを期待し実施したが、本経験が即座に議会への関心に繋がり、児童が「もっとこうなったらいいのに」という漠然とした疑問が、町に伝えるだけでなく、「議会」に伝える方法があるんだ」に変化したことが、ありがたく伝わってきた。

出前授業では、電子黒板を使い、児童から議員の活動だけでなく、「好きな食べ物」「朝食は何を食べますか」「議員は毎日出勤していますか」「議員はお金持ちですか」など、本当は

身近にある議会、議員であるはずなのに、距離ができていた「議員」の素の姿を知りたい、そして、この町をもっと理解したいという児童の熱い眼差しがあった。議会が考えていた目的よりはるかに大きな体験、つまり、「自分で自分の町の議員と町長を選挙で選ぶこと」「自分の意見を持つこと」まで本取組で得ることができた。

この取組は、続けなければ意味がない。

これからも、様々な幼稚園、小中学校のリクエストに応えながら、模擬議会や出前授業などを実施していきたいと考えている。

### (事績3) 議員のなり手不足に真摯に向き合いその対策を講じている議会

#### (1) 議会広報紙に住民参加を！「キッズモデル募集を開始」～その先へ～

開成町議会では、令和5年7月から、議会広報紙「ギカイだより」や議会ウェブサイト（動画など）に登場していただける小学校6年生までのお子様の募集を開始した。

この取組は、広報広聴常任委員会の広報分科会で進めている「広報改革（議会ウェブサイト開設、議会広報紙改革）」の一環であり、かつ、更に議会広報を町民の身近に、そして親しまれる広報とし、議会活動を広く町民に知ってもらいたいとし開始した事業である。

現在、キッズモデルは3人の応募があり、議会ウェブサイトキッズページや議会広報紙のあらゆる場面で協力をいただき、多様なポーズで広報を共に作成している。

若い世代、とりわけ子育てに忙しい世代など、高齢者以外の世代にとり、議会の堅苦しさが壁となり、議会活動が町民一人ひとりに直結しているという実感を持ってなくしているということに危機感を抱いている。広報は特に、若い世代に読んでいただくことを忘れてきた部分がある。

議会ウェブサイトでは、ショート動画が多く作成発信し、議会活動を若い世代や現役世代の隙間時間に見ていただくことを目的としているが、キッズモデルとともに議会広報を作っていくことで、老若男女問わず、議会への関心、住民参加につながることを意識し、今後も多くのキッズモデルに広報の参画を呼び掛けていきたい。

#### (2) 女性議員のみならず！ハラスメント対策・研修

事績1で、「開成町議会ハラスメント防止条例」を令和6年6月議会において発議で議案提出し可決したことは前述のとおりであるが、本事績の「議員のなり手不足に真摯に向き合いその対策を講じている議会」と一例として「女性議員のハラスメント対策を実施している」という考えは当議会ではもっていない。

「女性議員のハラスメント対策」と謳った時点で、男性議員のハラスメント対策は必要なのかと捉える考えもあり、なぜ、女性議員だけハラスメント対策を講じなければいけないか熟考すれば、その裏には何が問題であるか答えは明白である。男女というジェンダーを越えなければ、なり手不足の解消には至らない。

開成町議会ハラスメント防止条例は、事績1で述べたとおり、議員（議員から議員へのハラスメント及び議員から職員へのハラスメント）に限らず、町長ほか特別職を含む職員の方々も対象となっている。

つまり、職員が議員に対するハラスメントの加害者にもなることを想定した作りとなっており、特に職員が加害者と想定した条例は、他市町村では例を見ないオリジナルのものと言える。

よって、職員も開成町議会ハラスメント防止条例のみならず、条例に基づき策定した「指針」や「スキーム」を確認することとなり、これにより、ハラスメントの問題に対する、より円滑、かつ、迅速な対応が可能となるものと言える。

また、議員側から見ても、昨今の「議員のなり手不足」という問題に対して、議会や行政の経験のない方、また若い町民の方々が、安心して議員となり活動できるための後押しのような存在に開成町議会ハラスメント防止条例がなるとも考えて作成されたものである。

開成町議会では、「開成町議会ハラスメント防止条例」制定直後、令和6年8月にハラスメント防止研修を開催した。

ハラスメントは、これを受けた者の尊厳を傷つけ、精神的・肉体的にも回復不能な被害をもたらすこともあり、これにより、被害を受けた者が職務遂行できなくなり、また、組織としても、職場環境の悪化や人材の喪失、行政の停滞、住民から不信感を抱くなど、さまざまな弊害が起り得るため、「ハラスメント防止する意識を保ち続けること」を継続するため、今後も議員会討議や研修等で開成町議会ハラスメント防止条例を遵守しさらに理解を深めたい。

そして、議会や行政の経験のない方、また若い町民の方々が、安心して議員となり活動でき、多様な人材が議員となるため、どのようなハラスメント事態が万が一起こっても、開成町議会は、対応ができること内外に示すことで、「議員のなり手不足」という問題に対し、開成町議会ハラスメント防止条例がその一助となることは間違いがない。